

付属文書 5

サービス貿易におけるアーリーハーベスト部門及び開放措置が適用される サービス提供者の定義

双方は、「海峡兩岸経済協力枠組み協定」付属文書 4(以下付属文書 4 と略称する)に列記し、並びに各自の世界貿易機関承諾を超過するサービス部門及び開放措置において適用するサービス提供者を以下のように定義¹することに同意する。

1. サービス貿易のアーリーハーベスト部門及び開放措置が適用されるサービス提供者は、相手側のためにサービスを提供する一方の自然人或いは一方の法人を指す。²

(1)「一方の自然人」とは、兩岸の任意の一方の身分証明文書を有す自然人を指す。

(2)「一方の法人」とは、兩岸の任意の一方の関連規定に基づき、当該地で設立された実体を指す。それには任意の会社、信託、パートナーシップ、合資、独資、或いは協会(商会)が含まれる。

2. 一方の法人サービス提供者は同時に下記の条件を具備していなければならない。

(1) 当該側が提供するサービスの性質並びに範囲には、相手側に提供しようとする性質並びに範囲が含まれていなければならない。³

(2) 当該側が従事する実質的商業経営は、以下の規定に符合しなければならない。

1) 当該側が相手側に提供しようとするサービスの性質並びに範囲と同じ商業経営に 3 年以上継続して従事している⁴。そのうち、銀行及びその他金融サービス(証券先物取引並びに保険は含まない)に従事する一方の銀行については、当該側で銀行業監督管理機関から営業許可を取得し、登録若しくは設立登記しており、かつ当該商業経営に従事して連続 5 年以上であること。証券先物取引及びその関連サービスに従事する一方の証券先物取引会社については、当該側の証券先物取引監督管理機関からの営業許可を取得し、登録若しくは設立登記しており、かつ当該商業経営に従事して連続 5 年以上であること。

保険及びその関連サービスに従事する一方の保険会社は、当該側の証券先物取引監督管理機関からの営業許可の取得をし、登録若しくは設立登記しており、かつ商業経営従事が連続 5 年以上であること。

2) 当該側で所得税を納付している。

3) 当該側で経営場所を所有或いは借受けている。

3. 一方のサービス提供者は、付属文書 4 の列記並びに世界貿易機関承諾を超過する特惠待遇を享有するため、下記の規定に基づいて当該側業務主管部門或

いはその委託機構に文書、資料を提供して、「サービス提供者証明書」を申請しなければならない。

- (1) 一方の自然人サービス提供者は、身分証明文書、及び業務主管部門或いはその委託機構が提供を必要とするその他の文書、資料を提供しなければならない。
- (2) 一方の法人サービス提供者は以下を提供しなければならない。
 - 1) 登録登記証明のコピー。
 - 2) 最近3年或いは5年の納税済み証明のコピー。
 - 3) 最近3年或いは5年の会計士の査証を経た財務諸表。
 - 4) 経営場所を所有或いは借受けている証明文書或いはそのコピー。
 - 5) その他提供サービスの性質並びに範囲を証明する文書或いはそのコピー。
 - 6) 業務主管部門或いはその委託機構が提供を必要とするその他の文書、資料。
4. 一方のサービス提供者は、本付属文書の3.の規定に基づいて関連文書、資料を提供し、業務主管部門或いはその委託機構が本付属文書の規定に符合していると認めた場合、サービス提供者に対してサービス提供者証明書を発行する。
5. 一方のサービス提供者が、相手側で付属文書4に列記し並びに世界貿易機関承諾を超過するサービス提供を申請する場合、相手側の関連業務主管部門に対して有効なサービス提供者証明書、及び申請に関連するサービス部門が規定する文書、資料を提出しなければならない。
6. 相手側ですでにサービスを提供している一方のサービス提供者は、付属文書4に列記し、並びに世界貿易機関承諾を超過する特惠待遇を享有するために、本付属文書の関連規定に基づいてサービス提供者証明の取得を申請できる。

注¹: 商業拠点を通じてサービスを提供するサービス提供者だけに適用される。

注²: 一方で登録した支社、事務所、連絡場所並びにその他非法人機関は含まない。

注³: 台湾の医療サービス提供者について、(1) 法人医療機関、(2) 医療機関の設置人、(3) 医療機関設置の特定目的会社が含まれる。

注⁴: 台湾の医療サービス提供者について、注³規定の医療機関はこの規定に符合しなければならない。